

第133期 定時株主総会 招集ご通知



日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時



場所

京都市右京区西京極豆田町29番地
本社1階イベントホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

感染予防及び拡散防止の観点から、会場はお席の間隔を広く取り、取締役及びスタッフはマスクを着用させていただきます。

株主様におかれましても感染予防のため、以下についてご理解とご協力をお願いいたします。

- ・ 座席数が少なくなっており、株主様の安全が確保できないと判断した時は、ご入場をお断りさせていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 可能な限り当日のご来場はお控えいただき、書面(郵送)またはインターネットによる議決権行使をお願いいたします。
- ・ ご来場されない株主様におかれましては、株主総会の様子をインターネットによりライブ配信いたしますので、P5の詳細をご確認の上、ご視聴ください。
- ・ ご来場される場合はマスク着用及びアルコール消毒のご協力をお願いいたします。

<お土産について>

- ・ 総会当日にご来場の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめさせていただいております。何卒ご理解の程、宜しくをお願いいたします。

目次

招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	8
連結計算書類	31
計算書類	34
監査報告書	37
株主総会参考書類	46
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件	

【企業理念】

人と人、技術と技術を信頼で結び、輝く未来を創造する

【行動基準】

—————企業倫理の遵守と社会への貢献—————

1. 信 頼：最良のサービスを提供し、お客様との高い信頼関係を築こう！
2. 技 術：お客様に役立つ新技術の吸収と革新に努めよう！
3. 総合力：個々の強みを結集し、トータルサービスを創造しよう！

(証券コード 7510)
2022年6月3日

株 主 各 位

京都市右京区西京極豆田町29番地
株式会社 たけびし
取締役社長 小 倉 勇

第133期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第133期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 京都市右京区西京極豆田町29番地 本社1階イベントホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第133期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算
書類監査結果報告の件
 2. 第133期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類並びに株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.takebishi.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎本招集ご通知に関して、提供すべき書類のうち、「連結注記表」並びに「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.takebishi.co.jp/company/ir/meeting.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、「連結注記表」並びに「個別注記表」は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類並びに計算書類の一部として併せて監査を受けております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時15分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇
御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXXXXXXXX月XX日

議決権の数	XX 股
-------	------

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXXX

見本

〇〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

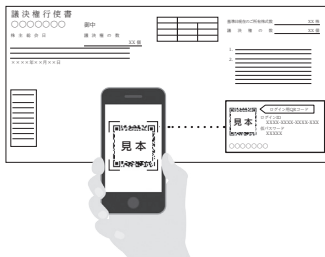
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
当社ホームページ (<https://www.takebishi.co.jp/>) にも議決権行使ウェブサイトへのリンクを掲載しております。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する【議決権電子行使プラットフォーム】により議決権を行使いただけます。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会インターネット配信のご案内

当日ご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。

あらかじめご了承ください。

また、当日、株主総会の様子をご視聴いただけなかった株主様におかれましても、後日株主総会の模様をオンデマンド配信でご確認いただけます。

株主総会オンラインサイト

「Engagement Portal」にて配信

1

ライブ配信日時

2022年6月28日（火） 午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

※天変地異等、予期せぬ状況により、ライブ配信ができなくなる可能性がございます。

配信中止の際は、当社ホームページ等でご案内しますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

2

オンデマンド配信期間

2022年7月4日（月）～2022年8月31日（水）午後5時まで

※都合によりご視聴可能期間が変更となる可能性がございます。

また、ライブ配信同様、予期せぬ状況により、配信が中止となった場合も当社ホームページ等でご案内しますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

3

ご視聴方法

ご視聴 URL <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>
(株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」)



株主様認証画面（ログイン画面）で「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

「ログインID」と「パスワード」は、招集通知に同封されている議決権行使書裏面に記載されています。

<<同封の議決権行使書裏面（イメージ）>>

株主総会オンラインサイト
「Engagement Portal」のご案内

本サイトでは株主総会等へのご参加やお手続きを
範囲上でご利用いただけます。詳しくは招集ご通知等、
当社からのご案内をご確認ください。

パソコン ID/パスワードを入力してログイン

①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力
<https://engagement-portal.tr.mufg.jp>
②以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン

ログインID： 9999-9999-9999-999
パスワード： 999999

スマートフォン QRコード読み取り

スマートフォン、タブレットから
右のQRコードを読み取り
ID/パスワードの入力は不要です。

○議決権行使書をご郵送の際は、本票を必ず切り取り願います。
○インターネットにより議決権行使された場合には、
その行使を優先します。インターネットによる行使内容を
変更される場合は、インターネットによりあらためて
議決権行使をお願いします。

○このほかきは、切手をはらずにお出しください。
○議決権行使書面記載の株主総会ID以降
ならないようお願いいたします。

読み取り
(スマートフォン等での読み取りで
はログインID・パスワードの入力を
省略してアクセスできます)

新東京郵便局乱数書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 気付

（受取人）
新東京郵便局乱数書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 気付

発行済証人証書
137-8683
郵便はがき

※議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) のパスワードは、初回のログイン時に任意のパスワードへ変更いただけますが、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」には**変更後のパスワードが引き継がれません**ので、ご注意ください。

<<株主様認証画面（ログイン画面イメージ）>>

MUFG 三菱UFJ信託銀行

Engagement Portal

ログインID

パスワード

投票IDに同意する

ログイン

「ログイン」ボタンをクリック

「利用規約に同意」にチェック

○ログインID、パスワードは議決権行使書裏面に記載されています。
○パスワードを忘れた場合はお取り立ていただいた場合、議決権行使書裏面に記載された場合は、以下へご連絡ください。
【お問い合わせ先】お電話
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
Tel. 03-3221-8100（株主専用ダイヤル）

※本サイトの公開期間は、2022年6月3日～2022年8月31日（予定）です。

公開期間外は、株主様認証画面（ログイン画面）は表示されるものの、ログイン後のページにアクセスすることはできません。

◎ログイン後の画面に表示される【当日ライブ視聴】のアイコンをクリックしてください。

【インターネット配信にかかるとご留意事項】

- ✓ インターネット配信によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、**株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット配信を通じて行うことができません。**
- ✓ 議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネット投票による投票をご活用ください。
- ✓ インターネットからの株主総会へのご視聴は、**株主様本人のみに限定**させていただき、代理人等によるご視聴はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ✓ ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ✓ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ✓ 同封の議決権行使書を紛失された場合、以下のお問い合わせ先にて、再発行が可能です。
ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

【本サイトに関するお問い合わせ】

TEL 0120-676-808 （通話料無料）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

（土日祝日等を除く平日9：00～17：00、ただし、株主総会当日は9：00～株主総会終了まで）

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国・台湾向けを中心に半導体製造装置関連等の生産で堅調な動きが見られたものの、長期化する半導体・電子部品の需給乖離の影響を背景として、自動車関連での生産調整の動きに加え、足元では原材料価格の上昇やウクライナ情勢により、先行き不透明感が強まる状況で推移しました。

このような状況下、当社グループはF A機器等の基幹ビジネスの更なる拡大に加え、東南アジアにおける事業領域拡大を目指す「海外ビジネス」、製造現場の省人化や感染症対策需要をターゲットにした「自動化ビジネス」等の成長分野に注力しつつ、企業のデジタル化の推進及び脱炭素社会への進展等、様々な社会的変革を好機として捉え、更なる成長に向けた「NEWビジネスの創造」に取り組んでまいりました。また、前連結会計年度より連結グループに加わった梅沢無線電機(株)及び当連結会計年度の第2四半期より連結グループに加わったLe Champ (South East Asia) Pte Ltdとの「シナジー創出」にも注力してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高816億3百万円（前年度比28.4%増）、営業利益30億20百万円（前年度比45.0%増）、経常利益31億68百万円（前年度比44.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益20億92百万円（前年度比55.7%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次の通りであります。

① F A ・ デバイス事業

(産業機器システム)

産業機器システム分野においては、F A 機器が半導体製造装置関連や電子部品実装機関連を中心に大幅に増加したことに加え、産業メカトロニクスが5 G生産設備関連で増加したことから、この部門全体の売上高は前年度比24.9%の増となりました。

(半導体・デバイス)

半導体・デバイス分野においては、半導体製造装置向け半導体が増加したことに加え、第2四半期より当社グループに加わったLe Champグループがデバイスの売上増に寄与したことから、この部門全体の売上高は前年度比66.4%の増となりました。

これらの結果、F A ・ デバイス事業においては、売上高617億51百万円（前年度比39.0%増、構成比75.7%）、営業利益は、25億37百万円（前年度比82.8%増）となりました。

② 社会・情報通信事業

(社会インフラ)

社会インフラ分野においては、昇降機や空調機器等が減少したものの、病院向け放射線治療装置やC T ・ M R I 等の診断装置が増加したことから、この部門全体の売上高は前年度比3.5%の増となりました。

(情報通信)

情報通信分野においては、主力の携帯電話が3 G回線の停波を背景としたスマホへの買替需要の獲得により増加したことに加え、携帯電話の5 G基地局設計やO A 機器が増加したことから、この部門全体の売上高は前年度比4.1%の増となりました。

これらの結果、社会・情報通信事業においては、売上高198億51百万円（前年度比3.7%増、構成比24.3%）、営業利益は人件費等の販売管理費が増加したことにより、4億83百万円（前年度比30.4%減）となりました。

事業区分別売上高

事業区分	部門	132期 (2021年3月期)		133期 (2022年3月期)		前 増 減 比 率
		売上高	構成比	売上高	構成比	
F A ・ デバ イス事業	産業機器システム	百万円 29,343	% 46.2	百万円 36,649	% 44.9	% +24.9
	半導体・デバイス	15,082	23.7	25,102	30.8	+66.4
	計	44,425	69.9	61,751	75.7	+39.0
社会・情報 通信事業	社会インフラ	11,993	18.9	12,410	15.2	+3.5
	情報通信	7,148	11.2	7,440	9.1	+4.1
	計	19,142	30.1	19,851	24.3	+3.7
合計		63,568	100.0	81,603	100.0	+28.4

(注) 上記金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、2021年9月24日の取締役会決議により、公募による新株発行(1,000,000株)及び自己株式の処分(83,000株)並びに第三者割当による新株発行(162,400株)を実施し、1,660百万円の資金調達を行いました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 130 期	第 131 期	第 132 期	第 133 期
	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	(当期) 2022年3月期
売 上 高 (百万円)	83,384	74,268	63,568	81,603
経 常 利 益 (百万円)	3,919	2,584	2,195	3,168
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,569	1,631	1,344	2,092
1株当たり当期純利益 (円)	174.64	110.87	91.38	137.00
総 資 産 (百万円)	44,290	43,600	49,317	59,150
純 資 産 (百万円)	27,374	28,166	29,930	33,178
1株当たり純資産額 (円)	1,860.37	1,914.16	2,034.04	2,078.17

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 130 期 2019年3月期	第 131 期 2020年3月期	第 132 期 2021年3月期	第 133 期 (当期) 2022年3月期
売 上 高 (百万円)	70,557	62,359	53,406	60,439
経 常 利 益 (百万円)	3,378	2,278	1,928	2,677
当 期 純 利 益 (百万円)	2,233	1,468	1,308	1,794
1 株当たり当期純利益 (円)	151.77	99.80	88.92	117.43
総 資 産 (百万円)	39,152	38,602	43,795	49,526
純 資 産 (百万円)	24,818	25,467	27,163	29,687
1 株当たり純資産額 (円)	1,686.66	1,730.74	1,845.99	1,860.11

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、日々変化する経済情勢や事業環境に柔軟に対処すべく、成長戦略、財務体質の強化をはじめとした以下の課題に取組み、更なる業容の拡大と経営基盤の強化を目指してまいります。

また、重要なサステナビリティ課題としては、CO2排出量削減に向けた取組み及び気候変動への対応とTCFDの枠組みに基づく開示を進めてまいります。

①成長戦略

F A 機器等の基幹ビジネスの更なる拡大に加え、東南アジアにおける事業領域拡大を目指す「海外ビジネス」、製造現場の省人化や感染症対策需要をターゲットにした「自動化ビジネス」等の成長分野に注力しつつ、企業のデジタル化の推進及び脱炭素社会への進展等、様々な社会的変革を好機として捉え、更なる成長に向けた「NEWビジネスの創造」に取組んでまいります。また、前連結会計年度より連結グループに加わった梅沢無線電機(株)及び当連結会計年度の第2四半期より連結グループに加わったLe Champ (South East Asia) Pte Ltdとの「シナジー創出」にも注力してまいります。

②財務体質の強化

貸倒れ・未収債権・不良在庫の防止に努めるとともに、徹底した無駄の排除と業務効率化の推進による経営体質の更なる強化に取り組んでおります。

③人材の確保と育成

少子高齢化や労働人口の減少等、雇用環境が大きく変化する中、多様な能力を持つ人材の確保に加え、貴重な経営資源である従業員が、能力を最大限に発揮できるための人事制度や教育研修体系を整備し、創造力、実践力の溢れる人材を育成します。

④内部統制への取組み

コンプライアンスの重要性を認識し、社会的責任の自覚、社会規範や倫理に適合した行動、企業活動における関係法令遵守、社内ルール遵守の徹底を行っております。
また、「企業倫理の遵守と社会への貢献」の行動基準のもと、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係わる内部統制を整備しております。

⑤環境問題、品質マネジメント、情報セキュリティマネジメントへの取組み

地球にやさしい企業を目指し、全社を挙げて環境問題に積極的に対応するため環境マネジメントの国際規格「ISO14001」の認証を取得しております。

また、「顧客第一」の経営方針のもと、製品の品質保証と顧客満足度の向上を目的に品質マネジメントシステムの国際規格「ISO9001」の認証を取得するとともに、情報資産の安全かつ適正な管理・運用を実施することを目的として、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO27001」の認証を取得しております。

今後は、2030年度を目標として当社グループ全体でのカーボンニュートラル実現に向けた取組みや、気候変動に係るリスク及び収益機会が当社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、TCFDの枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めてまいります。

⑥個人情報保護マネジメントへの取組み

お客様個人を識別し得る情報を適切に保護することの重要性を認識し、個人情報に関する保管・安全管理などの保護体制を強化するため、「個人情報保護マネジメントシステム行動指針」を設けております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有していません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社フジテレコムズ	88百万円	100%	携帯電話等の卸売及び販売
株式会社T Sエンジニアリング	30百万円	100	空調設備・機器の設計・工事 及び保守
竹 菱 興 産 株 式 会 社	10百万円	100	倉庫業務及び保険代理業務
梅 沢 無 線 電 機 株 式 会 社	57百万円	100	半導体、電子部品の販売 自社製品設計・販売
竹 菱 香 港 有 限 公 司	52,993千香港ドル	100	電子機器の販売
竹菱(上海)電子貿易有限公司	500万米ドル	100 (100)	電子機器の販売
TAKEBISHI (THAILAND) CO.,LTD.	110百万タイバーツ	100	電子機器の販売
Le Champ (South East Asia) Pte Ltd	1,000千シンガポール ドル	100	電子部品、電子機器の販売

(注) 1. 当社出資比率の()内は、間接出資比率で内数であります。

2. 当社は、2021年6月4日付けでLe Champ (South East Asia) Pte Ltdの発行済株式100%を取得し、連結子会社といたしました。

(7) **主要な事業内容** (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社と子会社14社により構成されており、産業機器システム、半導体・デバイス、社会インフラ（冷熱住設機器、ビル設備、重電、電子医療機器）、情報通信（情報システム、携帯電話等）の販売とソフト開発を主な事業とし、さらに関連する物流及び保守・サービス、工事等の事業活動を展開しております。

当社グループの事業内容は次の通りであります。

事業区分	部門	主要な営業品目
F A ・ デバイス事業	産業機器システム	F A 機器（コントローラ、駆動制御、配電制御、回転機、オムロン機器）、F A システム、産業機 他
	半導体・デバイス	半導体製品、電子デバイス製品 他
社会・情報通信事業	社会インフラ	冷熱住設機器、ビル設備、重電（電力・公共）、電子医療機器 他
	情報通信	情報システム、携帯電話 他

(8) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	京 都 市 右 京 区
東 京 支 店	東 京 都 千 代 田 区
名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 中 村 区
滋 賀 支 店	滋 賀 県 彦 根 市
栗 東 支 店	滋 賀 県 栗 東 市
畿 北 支 店	京 都 府 福 知 山 市
大 阪 支 店	大 阪 市 北 区
九 州 支 店	福 岡 市 博 多 区
甲 府 営 業 所	山 梨 県 甲 府 市

② 子会社

名 称	本 社 所 在 地
株 式 会 社 フ ジ テ レ コ ム ズ	大 阪 市 中 央 区
株 式 会 社 T S エ ン ジ ニ ア リ ン グ	京 都 市 右 京 区
竹 菱 興 産 株 式 会 社	京 都 市 右 京 区
梅 沢 無 線 電 機 株 式 会 社	東 京 都 千 代 田 区
竹 菱 香 港 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 (香 港)
竹 菱 (上 海) 電 子 貿 易 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 (上 海)
TAKEBISHI (THAILAND) CO.,LTD.	タ イ (バ ン コ ク)
Le Champ (South East Asia) Pte Ltd	シ ン ガ ポ ー ル

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
F A ・ デ バ イ ス 事 業	508 (39) 名	144名増
社 会 ・ 情 報 通 信 事 業	286 (42) 名	7名増
合 計	794 (81) 名	151名増

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を () 内に外数で記載しております。

2. 従業員数が前連結会計年度末に比べ151名増加したのは、主にLe Champ (South East Asia) Pte Ltdの連結子会社化によるものです。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
407 (30) 名	2名増	39.5才	16.6年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を () 内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	370百万円
株 式 会 社 京 都 銀 行	300百万円
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	200百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 28,280,000株
 (2) 発行済株式の総数 15,961,000株
 (3) 株主数 22,505名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
三菱電機株式会社	2,340千株	14.66%
株式会社立花エレテック	1,059	6.64
株式会社サンセイテクノス	763	4.78
たけびし従業員持株会	730	4.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	619	3.88
株式会社三菱UFJ銀行	562	3.52
矢野チズ子	438	2.74
株式会社京都銀行	428	2.68
三菱UFJ信託銀行株式会社	326	2.04
京都中央信用金庫	303	1.90

(注) 1. 持株比率は自己株式(935株)を控除して計算しております。

2. 株式会社立花エレテックの持株数には、株式会社立花エレテックが退職給付信託の信託財産として扱っている当社株式600千株(持株比率3.75%)を含んでおります。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 公募による新株式発行

2021年10月11日(月)を払込期日とする公募による新株発行および2021年11月9日(火)を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は1,162,400株増加しております。

② 公募による自己株式の処分

2021年10月11日(月)を払込期日とする自己株処分により、自己株式は83,000株減少しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	小 倉 勇	執行役員社長
取 締 役	橋 本 之 博	専務執行役員社会・情通システム本部長
取 締 役	亀 井 孝	上席常務執行役員経営戦略室長
取 締 役	坂 口 和 彦	常務執行役員経営推進室長
取 締 役	岡 垣 浩 志	常務執行役員技術本部長
取 締 役 (相 談 役)	岩 田 武 久	
取 締 役	黒 澤 豊 司	三菱電機株式会社関西支社副支社長 兼機器第一部長 萬世電機株式会社社外取締役
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	大 西 康 治	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	河 本 茂 行	烏丸法律事務所パートナー弁護士 Unipos株式会社社外監査役 曙ブレーキ工業株式会社社外取締役（監査等委員）
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 田 善 紀	税理士法人川嶋総合会計代表社員 株式会社フジックス社外取締役（監査等委員） 株式会社トーセ社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 2021年6月25日開催の第132期定時株主総会終結の時をもって、取締役藤原宏之及び中内克寛並びに監査等委員である取締役松木 明の各氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 取締役黒澤豊司及び監査等委員である取締役河本茂行、山田善紀の各氏は社外取締役であります。
3. 監査等委員である取締役河本茂行、山田善紀の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。
4. 監査等委員である取締役河本茂行氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員である取締役山田善紀氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 内部監査部門等との連携を通じて情報収集の充実を図り、監査・監督機能をより強化するため、大西康治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 取締役岩田武久、黒澤豊司及び監査等委員である取締役河本茂行、山田善紀の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または会社法第425条第1項で定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社のすべての子会社のすべての取締役、監査役、執行役員および管理職従業員（既に退任している者および新たに選任された者を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、訴訟費用が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補の対象としないこととしております。

9. 当事業年度中の取締役の地位、担当または重要な兼職の異動

氏名	新	旧	異動年月日
河本茂行	社外取締役（監査等委員） 烏丸法律事務所パートナー 弁護士 兼Fringe81株式会社 社外監査役 兼曙プレーキ工業株式会社 社外取締役（監査等委員）	社外取締役（監査等委員） 烏丸法律事務所パートナー 弁護士 兼Fringe81株式会社 社外監査役	2021年6月24日
橋本之博	取締役専務執行役員社会・ 情通システム本部長	取締役専務執行役員社会・ 情通システム本部長 兼TAKEBISHI(THAILAND) CO.,LTD.President	2021年6月25日
岡垣浩志	取締役常務執行役員 技術本部長	取締役執行役員技術本部長	同上

10. 当事業年度末後に生じた取締役の地位、担当または重要な兼職の異動

氏名	新	旧	異動年月日
黒澤豊司	社外取締役 三菱電機株式会社四国支社 支社長 萬世電機株式会社社外取締役	社外取締役 三菱電機株式会社関西支社 副支社長兼機器第一部長 萬世電機株式会社社外取締役	2022年4月1日
河本茂行	社外取締役（監査等委員） 河本総合法律事務所 代表弁護士 兼Unipos株式会社社外監査役 兼曙プレーキ工業株式会社 社外取締役（監査等委員）	社外取締役（監査等委員） 烏丸法律事務所パートナー 弁護士 兼Unipos株式会社社外監査役 兼曙プレーキ工業株式会社 社外取締役（監査等委員）	同上
橋本之博	取締役専務執行役員社会・ 情通システム本部担当	取締役専務執行役員社会・ 情通システム本部長	2022年6月1日
亀井孝	取締役上席常務執行役員 経営戦略室担当	取締役上席常務執行役員 経営戦略室長	同上

(2) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬により構成し、監督機能を担う非常勤取締役（監査等委員である取締役を除く）および社外取締役については、その職務に鑑み、原則基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は、月額固定報酬とし、取締役の役位、その職務内容及び業績・評価等を考慮しながら、予め定めた範囲で総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、企業価値の向上が株主との共通の目的であることから各事業年度の業績指標を反映した現金報酬とし、当期純利益を基本とした数値より予め定めた算定式に従って段階的に変動する仕組みとし、その算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

4. 取締役の個人別の基本報酬、業績連動報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、2項の基本報酬に加え、3項で算出した業績連動報酬を加えたものであり、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とするが、個人別にはその役位・職務内容・担当事業の業績に加え、中長期的な活動状況を踏まえた上で個別評価し、決定するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等については、上記項目に基づき担当取締役が厳正に算出し、代表取締役社長が個別評価を行ったうえで指名等委員会に諮問し、決定することとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種別総額(百万円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	248 (-)	127 (-)	121 (-)	- (-)	8 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	27 (11)	27 (11)	- (-)	- (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	275 (11)	154 (11)	121 (-)	- (-)	12 (2)

- (注) 1. 上記には、2021年6月25日開催の第132期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役0名)及び取締役(監査等委員)1名を含んでおります。
2. 上記の支給人員には無報酬の取締役1名(うち社外取締役1名)を含んでおりません。
3. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第128期定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名(うち、社外取締役1名)です。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第128期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。
5. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、当期純利益を基本とした数値より予め定めた算定式に従って段階的に変動する仕組みとしております。なお、当期純利益の実績は1,794百万円であります。当該指標を選択した理由は企業価値の向上が株主との共通の目的であるからであります。
6. 取締役会は、代表取締役社長小倉 勇に対し各取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当事業の業績等を踏まえた業績連動報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、個人別の報酬等については、その役位、職務内容、担当事業の業績に加え、中長期的な活動状況を踏まえた上で担当取締役が厳正に算出し、代表取締役社長が個別評価を行ったうえで指名等委員会に諮問し、決定するものとしております。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、役員退職慰労金制度を2015年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。これに伴い、引き続き在任する取締役については、当該定時株主総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を打ち切り支給することとし、退任時に支払うことを当該定時株主総会で決議いたしました。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し24百万円、取締役(監査等委員)1名に対し9百万円の役員退職慰労金を支給しております。

④ 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者及び社外役員の兼職状況並びに当社と当該他の法人等の関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	黒 澤 豊 司	三菱電機株式会社関西支社副支社長兼機器第一部長 萬世電機株式会社社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	河 本 茂 行	烏丸法律事務所パートナー弁護士 Unipos株式会社社外監査役 曙ブレーキ工業株式会社社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (監査等委員)	山 田 善 紀	税理士法人川嶋総合会計代表社員 株式会社フジックス社外取締役 (監査等委員) 株式会社トーセ社外取締役 (監査等委員)

(注) 1. 三菱電機株式会社は当社の大株主であり、主要な仕入先・販売先であります。

2. 萬世電機株式会社は製品の仕入先・販売先であります。

3. 株式会社トーセは製品の販売先であります。

4. 烏丸法律事務所及びUnipos株式会社、曙ブレーキ工業株式会社、税理士法人川嶋総合会計並びに株式会社フジックスと当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 、 発 言 状 況 及 び 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取 締 役	黒 澤 豊 司	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
取 締 役 (監査等委員)	河 本 茂 行	当事業年度開催の取締役会13回及び監査等委員会14回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。また指名等委員会の委員長として、当事業年度開催の指名等委員会18回全てに出席し、取締役候補者の選定に対し、取締役会への積極的な提言を実施することで、コーポレートガバナンスの向上に貢献する役割を担っております。
取 締 役 (監査等委員)	山 田 善 紀	当事業年度開催の取締役会13回及び監査等委員会14回の全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。また指名等委員会の委員として、当事業年度開催の指名等委員会18回全てに出席し、取締役候補者の選定に対し、取締役会への積極的な提言を実施することで、コーポレートガバナンスの向上に貢献する役割を担っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

区 分	報 酬 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、竹菱香港有限公司及び竹菱（上海）電子貿易有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の法定監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際業務に関する顧問契約、内部統制構築支援及びコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは事業活動における法令・企業倫理・社内規則等を遵守し、併せて企業不祥事の撲滅を目指すため、当社グループ全体でコンプライアンス体制を構築しております。

また、併せて内部通報制度（ホットライン）を設け、公益通報者保護法への対応と企業不祥事の未然防止に取り組んでおります。さらに、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、これらの勢力から不当な要求を受けた場合には、必要に応じて警察等の外部専門機関と連携し、組織全体として毅然とした態度で対応いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は文書管理規程に基づき、文書事務の組織的かつ効率的な運営を図っております。

また、取締役は取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書など取締役の職務の執行に係る重要文書を、文書管理規程の定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制は、高度情報化・グローバル化の進展に伴うリスクの多様化に備えて、内部監査専任部署である監査室に加え、管理部門を経営戦略室と経営推進室に組織設定し、危機管理に関する情報提供・啓発活動を当社グループ全体で行うことにより、危機管理体制の充実と強化を図り、内部通報規程やコンプライアンス規程など諸規程の整備を行っております。

また、重要な法務問題については、必要により顧問弁護士と連携し対応しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任では、その任期は1年となっており、事業年度毎の経営責任の更なる明確化が図られております。

また、取締役会を原則として月1回開催し、意思決定の迅速化、機動的経営の実行を図るべく、重要事項の決定を行っております。

なお、当社グループ全体の事業年度計画を策定するとともに、経営会議等を定期的に開催して重要事項の審議・意思決定を行い、効率的な業務執行が行われるように努めております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

①項に記載の通り、関係子会社についても、当社グループ全体でコンプライアンス体制を構築し、その徹底を図っております。

また、関係子会社の業務の適正を判断するため、「関係会社管理規程」を定めており、全般的な管理方針及び諸手続、指導、育成、協力を促進して、企業グループとしてその健全な発展

と経営効率の向上を図り、適正な業務の運営を維持します。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の他の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局を設置し、事務局所属の使用人を配置します。その使用人が監査等委員会の指示に従って監査業務の補助を行います。

なお、その使用人が監査業務の補助を行う場合は、指揮・命令・監督権は監査等委員会に移譲されたものとし、他の取締役からの独立性を確保いたします。

- ⑦ 当社グループの役員及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの役員及び使用人は、法令、定款及び社内規程、その他重大な倫理に違反したと認められる行為を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告します。

また、内部通報制度を設けコンプライアンス責任者が重大と判断した場合は、監査等委員会に報告します。

なお、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。

- ⑧ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの職務執行状況の報告聴取、現業部門等への往査、関係会社への訪問調査など厳正に監査を実施いたします。

また、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催いたします。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査等委員がその職務の執行について費用の前払い等を請求したときは、その適正の是非について経営推進室において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、円滑に当該費用または債務を処理いたします。

なお、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けることにしております。

- ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、「企業倫理の遵守と社会への貢献」の行動基準の下、子会社を含めグループ一丸となって、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係わる内部統制の体制整備と強化を図っております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに対する取組み

コンプライアンスに対する適正を確保するため、3ヶ月毎にコンプライアンス委員会を開催しております。その中でガバナンスの強化に向け、コンプライアンス違反事例等を社内共有し、対応等の議論をしております。

また、内部統制の在り方についても、体制の不備やチェック機能の見直しを行い、従業員への社内教育を徹底することで、不正の防止に努めております。

② 反社会的勢力の排除に対する取組み

取引開始前に信用調査を実施し、反社会的勢力と関わりがないか、社内の各部署と連携を取り複数の監視を行っております。

また、所轄警察署や近隣企業で構成する会合に定期的に参加し、反社会的勢力に関して情報交換を継続して行っております。

③ 事業継続に対する取組み

災害発生時、先ず速やかに従業員の安否を確認するため、安否確認システムを利用した訓練を継続し、有効性を確認しております。更に災害時初動対応マニュアルを定め、避難・消火訓練等を通して、その有効性を高め有事に備えております。

また、対策救助班以外の一般従業員にも広く訓練を実施することで、災害への意識を高め、事業継続に向けてより一層対策を強化いたしました。

④ グループ会社の経営管理体制

グループ会社（国内・海外）を対象とした計画審議会（年2回）を継続して実施し、各社の年度計画及びその進捗等、経営状況に関して報告を受けております。

⑤ 取締役の職務執行体制

取締役会を13回開催し、機動的経営の実行及び迅速な重要事項の決定を行いました。また、取締役は各々担当する業務の執行状況について、取締役会にて報告を行い、その内容等について活発に議論いたしました。

⑥ 監査等委員である取締役の監査体制

監査等委員会を14回開催し、監査計画等の協議決定及び監査結果報告を行いました。また、監査等委員である取締役は取締役会にて有用な意見を述べるとともに、会計監査人及び監査室と連携し実効性の確保に努めております。

その他にも、監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局を設置し、監査の有効性向上を図っております。

⑦ 内部監査の体制

監査室が、監査計画書に従い社内及び子会社を含めたグループ会社で職務執行状況の聴取や決裁書類の確認等を行い適宜指導、勧告しております。監査結果については、当該関係者及び社長に報告しております。

⑧ 役員人事の決定プロセス

委員の過半数が独立社外取締役で構成された指名等委員会を設置し、役員人事の決定プロセスにおける「客観性」・「透明性」・「適時性」を高めております。

設置された指名等委員会では公平な評価に基づく密度の濃い議論が行われ、取締役会への積極的な提言を実施することで、コーポレートガバナンスの向上に貢献する役割を担っております。

(7) **剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつと認識し、安定的な配当を基本としつつ業績及び財務状況等を総合的に勘案して利益還元を行う方針であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、創立95周年の記念配当を加え、1株当たり26円00銭（普通配当24円00銭、記念配当2円00銭）とすることを2022年4月28日の取締役会で決議しました。

既に中間配当を1株当たり26円00銭で実施しておりますので、年間配当額は1株当たり52円00銭となりました。

また、内部留保資金につきましては、企業体質の充実と将来の業容拡大に備えるものであります。

(注)この事業報告中の記載金額、株数は表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	45,035	流 動 負 債	24,389
現金及び預金	6,044	支払手形及び買掛金	17,160
受取手形、売掛金及び契約資産	23,789	電子記録債権	1,082
電子記録債権	5,135	短期借入金	2,765
有価証券	10	1年以内返済予定の長期借入金	100
商 品	8,461	未払金	1,239
仕 掛 品	20	未払法人税等	771
そ の 他	1,677	賞与引当金	770
貸倒引当金	△104	そ の 他	499
固 定 資 産	14,114	固 定 負 債	1,583
有 形 固 定 資 産	4,175	長期未払金	112
建物及び構築物	1,928	繰延税金負債	1,146
土 地	2,105	土地再評価に係る繰延税金負債	5
そ の 他	141	役員退職慰労引当金	35
無 形 固 定 資 産	2,693	退職給付に係る負債	210
ソフトウェア	87	資産除去債務	25
の れ ん	1,469	そ の 他	46
顧客関連資産	1,111	負 債 合 計	25,972
そ の 他	25	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	7,245	株 主 資 本	31,176
投資有価証券	5,777	資 本 金	3,384
繰延税金資産	192	資 本 剰 余 金	4,058
そ の 他	1,287	利 益 剰 余 金	23,733
貸倒引当金	△12	自 己 株 式	△0
資 産 合 計	59,150	その他の包括利益累計額	1,990
		その他有価証券評価差額金	2,661
		土地再評価差額金	△1,140
		為替換算調整勘定	343
		退職給付に係る調整累計額	125
		非支配株主持分	10
		純 資 産 合 計	33,178
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	59,150

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		81,603
売上原価		69,449
売上総利益		12,153
販売費及び一般管理費		9,133
営業利益		3,020
営業外収益		230
受取利息	6	
受取配当金	88	
仕入割引	13	
貸入収入	60	
その他の	61	
営業外費用		82
支払利息	14	
株式交付費	17	
貸原価	26	
貸倒引当金繰入	19	
その他の	4	
経常利益		3,168
特別利益		14
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	11	
特別損失		2
固定資産除却損	2	
税金等調整前当期純利益		3,180
法人税、住民税及び事業税	1,142	
法人税等調整額	△57	1,085
当期純利益		2,095
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		2,092

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	2,554	3,133	22,298	△23	27,962
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	830	830			1,660
剰 余 金 の 配 当			△662		△662
土地再評価差額金の取崩			4		4
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,092		2,092
自己株式の処分		94		23	118
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	830	924	1,435	23	3,214
当 期 末 残 高	3,384	4,058	23,733	△0	31,176

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	3,043	△1,135	△19	79	1,967	-	29,930
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行							1,660
剰 余 金 の 配 当							△662
土地再評価差額金の取崩							4
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,092
自己株式の処分							118
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△382	△4	363	46	23	10	33
当 期 変 動 額 合 計	△382	△4	363	46	23	10	3,247
当 期 末 残 高	2,661	△1,140	343	125	1,990	10	33,178

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	30,976	流動負債	18,980
現金及び預金	1,676	電子記録債権	1,082
受取手形	961	買掛金	14,434
電子記録債権	4,936	短期借入金	970
売掛金	16,538	1年以内返済予定の借入金	100
有価証券	10	未払費用	891
商品	5,299	未払法人税等	122
仕掛品	12	賞与引当金	622
未収入金	645	その他	177
その他	930	固定負債	858
貸倒引当金	△34	長期未払金	69
固定資産	18,549	繰延税金負債	631
有形固定資産	2,924	土地再評価に係る繰延税金負債	5
建築物	1,028	退職給付引当金	148
構築物	94	その他	4
器具備品	35	負債合計	19,839
土地	1,764	純資産の部	
その他	2	株主資本	28,177
無形固定資産	75	資本金	3,384
ソフトウェア	55	資本剰余金	4,058
その他	19	資本準備金	3,886
投資その他の資産	15,549	その他資本剰余金	172
投資有価証券	5,542	利益剰余金	20,733
関係会社株式	9,069	利益準備金	111
賃貸不動産	537	その他利益剰余金	20,622
その他	411	土地圧縮積立金	102
貸倒引当金	△12	別途積立金	5,200
資産合計	49,526	繰越利益剰余金	15,319
		自己株式	△0
		評価・換算差額等	1,510
		その他有価証券評価差額金	2,650
		土地再評価差額金	△1,140
		純資産合計	29,687
		負債・純資産合計	49,526

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	60,439
売上原価	52,150
売上総利益	8,289
販売費及び一般管理費	5,887
営業利益	2,401
営業外収益	357
受取利息	2
受取配当金	192
仕入割引	13
貸倒引当金繰入	59
為替差益	74
その他	16
営業外費用	82
支払利息	5
株式交付費	17
貸倒引当金繰入	35
貸倒引当金の繰入	19
その他	3
経常利益	2,677
特別利益	11
投資有価証券売却益	11
特別損失	86
固定資産除却損	2
関係会社株式評価損	84
税引前当期純利益	2,602
法人税、住民税及び事業税	899
法人税等調整額	△91
当期純利益	1,794

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金					自己株式	株主資本計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剩 余 金	利益剰余金 合計	利益剰余金 合計			
土地再評価差額 金の取崩	土地圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金								
当期首残高	2,554	3,056	77	3,133	111	102	5,200	14,182	19,597	△23	25,261
当期変動額											
新株の発行	830	830		830							1,660
剰余金の配当								△662	△662		△662
土地再評価差額 金の取崩								4	4		4
当期純利益								1,794	1,794		1,794
自己株式の処分			94	94						23	118
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	830	830	94	924	-	-	-	1,136	1,136	23	2,915
当期末残高	3,384	3,886	172	4,058	111	102	5,200	15,319	20,733	△0	28,177

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	3,036	△1,135	1,901	27,163
当期変動額				
新株の発行				1,660
剰余金の配当				△662
土地再評価差額 金の取崩				4
当期純利益				1,794
自己株式の処分				118
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△386	△4	△391	△391
当期変動額合計	△386	△4	△391	2,524
当期末残高	2,650	△1,140	1,510	29,687

独立監査人の監査報告書

2022年4月28日

株式会社たけびし
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾 仲 伸 之
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 出 唯 知

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社たけびしの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社たけびし及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年4月28日

株式会社たけびし
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京 都 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾 仲 伸 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 出 唯 知

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社たけびしの2021年4月1日から2022年3月31日までの第133期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第133期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。更には、会計監査人の評価・選定に係る相当性に関し検証いたしました。なお、監査上の主要な検討事項については、監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月28日

株式会社たけびし 監査等委員会

常勤監査等委員 大 西 康 治 ⑩

監査等委員 河 本 茂 行 ⑩

監査等委員 山 田 善 紀 ⑩

(注) 監査等委員河本茂行及び山田善紀は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1)再生可能エネルギー事業に新たに取り組むべく、現行定款第2条（目的）につきまして、変更案のとおり事業目的を追加するものであります。
- (2)「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①変更案第15条第1項は、株主総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～9. (条文省略) (新 設) 10. (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1.～9. (現行どおり) 10. <u>発電及び電力の供給事業</u> 11. (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>1 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお、効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会及び指名等委員会はずべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏 名					現在の当社における地位、担当	
1	再任	お 小	ぐら 倉	いさむ 勇		代表取締役社長執行役員社長	
2	再任	おか 岡	がき 垣	ひろ 浩	し 志	取締役常務執行役員技術本部長	
3	再任	さか 坂	ぐち 口	かず 和	ひこ 彦	取締役常務執行役員経営推進室長	
4	新任	おお 大	い 井	たけし 武		執行役員経営戦略室長	
5	新任 社外	き 木	の ノ	した 下	ひで 英	のり 則	
6	新任 社外 独立	いけ 池	だ 田	そう 聡			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1 再任	おぐら いさむ 小倉 勇 (1959年7月11日生)	1982年4月 当社入社 2005年4月 滋賀支店副支店長 2005年10月 名古屋支店長 2011年4月 経営戦略室副室長 2011年10月 経営戦略室副室長兼企画部長 2012年6月 取締役執行役員経営戦略室長兼企画部長 兼竹菱香港有限公司董事長 兼竹菱(上海)電子貿易有限公司董事長 2014年4月 取締役執行役員経営戦略室長 2016年6月 取締役常務執行役員経営戦略室長 2017年6月 代表取締役社長執行役員社長(現任)	35,943株
取締役候補者とした理由 代表取締役社長として、リーダーシップを発揮し、当社の経営を牽引している実績と当社経営を担い培われた豊富な知識と経験から、当社経営の取締役として適任と判断しております。			
2 再任	おか がき ひろ し 岡 垣 浩 志 (1960年11月6日生)	1983年4月 当社入社 2006年7月 技術部長 2011年4月 F Aシステム部長 2016年4月 技術本部副本部長 2017年6月 執行役員技術本部長 2018年6月 取締役執行役員技術本部長 2021年6月 取締役常務執行役員技術本部長(現任)	21,841株
取締役候補者とした理由 当社の技術本部の担当執行役員として、技術開発を担い培われた豊富な知識が、当社の技術開発分野を牽引する取締役として適任と判断しております。			
3 再任	さか ぐち かず ひこ 坂 口 和 彦 (1962年3月31日生)	1984年4月 当社入社 2007年7月 企画部長 2011年10月 総務部長 2013年10月 経営推進室副室長兼総務部長 2017年6月 取締役執行役員経営推進室長 2020年6月 取締役常務執行役員経営推進室長(現任)	24,944株
取締役候補者とした理由 当社の経営推進の担当執行役員として、当社経営を担ってきた経験と、当社の総務・経理・情報システム分野を統括し、培ってきた豊富な知識が、当社経営の事業推進を執行する取締役として適任と判断しております。			

募集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
<p style="text-align: center;">4</p> <p style="text-align: center;">新任</p>	<p style="text-align: center;">おおい たけし 大井 武 (1964年5月13日生)</p>	<p>1990年8月 当社入社 2005年1月 竹菱香港有限公司総経理 2014年2月 半導体デバイス第2部長 2019年4月 半導体デバイス第2部長 兼グローバルビジネス推進部長 2020年4月 機電システム本部副本部長 2020年10月 機電システム本部副本部長 兼スマートファクトリー推進グループ グループマネージャー 2021年6月 執行役員機電システム本部長 兼スマートファクトリー推進グループ グループマネージャー 兼TAKEBISHI (THAILAND) CO.,LTD. President 2022年6月 執行役員経営戦略室長 (現任)</p>	<p style="text-align: center;">6,959株</p>
<p>取締役候補者とした理由 当社の機電システム本部並びに経営戦略の担当執行役員として、当社経営を担ってきた経験と豊富な知識が、当社の企画立案・経営戦略を執行する取締役として適任と判断しております。</p>			
<p style="text-align: center;">5</p> <p style="text-align: center;">新任 社外</p>	<p style="text-align: center;">きのした ひでのり 木ノ下 英 則 (1969年4月21日生)</p>	<p>1992年4月 三菱電機株式会社入社 2020年4月 同社北陸支社FAシステム部長 2022年4月 同社関西支社副支社長兼機器第一部長 (現任)</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 他社で培ってきた豊富な知識と経験が、当社の経営面に有益であり、社外取締役としても客観的な視点から、当社経営への監督を執行することを期待し、取締役候補者としております。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6 新任 社外 独立	いけ だ そう 池 田 聡 (1967年6月1日生)	1990年4月 日本銀行入行 2003年5月 株式会社産業再生機構出向 2007年4月 株式会社経営共創基盤設立に参画 2019年4月 桜美林大学大学院経営学研究科MBAコース 客員教授 2021年4月 桜美林大学大学院国材学術研究科 准教授(現任) 2021年4月 学習院大学経済学部非常勤講師(現任)	—
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 他社で培ってきた豊富な知識と経験を有しており、教育者という立場からも社外取締役として多様な視点で、当社経営への監督を執行することを期待し、取締役候補者としております。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により独立した立場から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

- (注) 1. 木ノ下英則氏は、三菱電機株式会社関西支社の副支社長(従業員)を兼務しております。同社は当社の大株主であり、特定関係事業者(主要な仕入先・販売先)であります。
2. 上記1.を除き各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 木ノ下英則、池田聡の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、池田聡氏の選任が承認された場合、同氏を株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
5. 木ノ下英則、池田聡の両氏の選任が承認された場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または会社法第425条第1項で定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。
(1株未満切捨表示)

以上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

メ モ

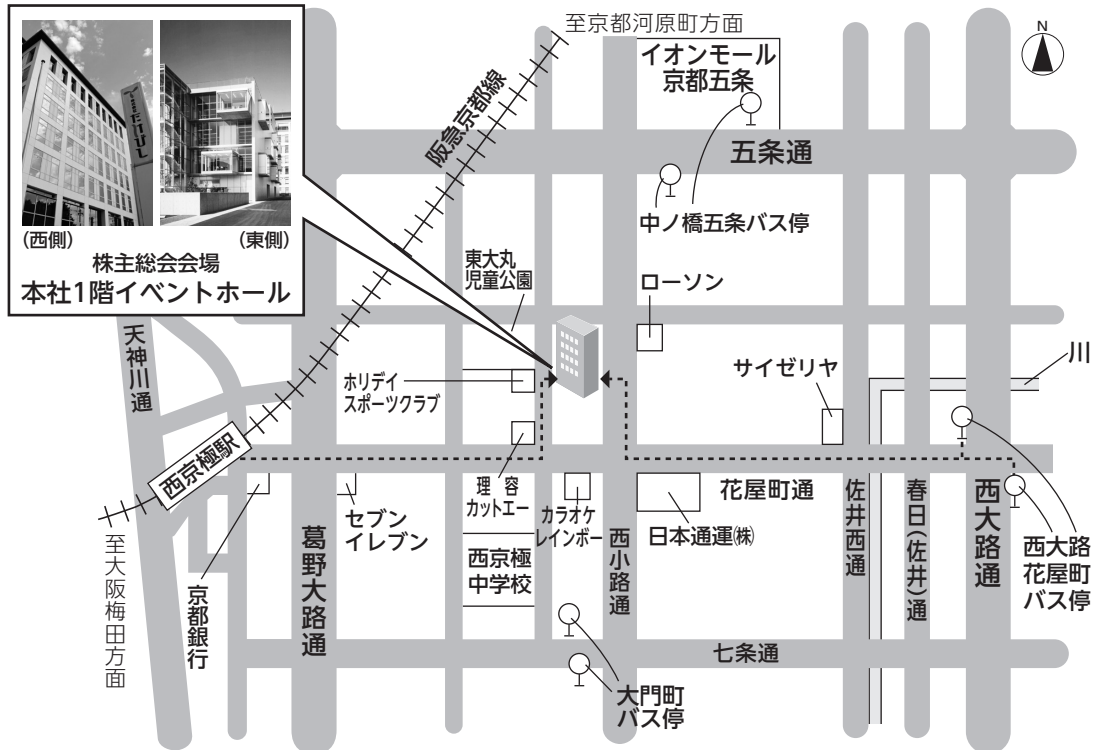
A series of 18 horizontal dashed lines for writing practice.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

株主総会会場ご案内図

〒615-8501 京都市右京区西京極豆田町29番地 本社1階イベントホール
電話 (075) 325-2111 (代表)



■公共交通機関ご案内

阪急電車「西京極駅」下車徒歩約8分。

市バス・京都バス・京阪京都交通バス「中ノ橋五条」下車徒歩約5分。

市バス「西大路花屋町」下車徒歩約10分。

市バス・京阪京都交通バス「大門町」下車徒歩約5分。

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。